## 『知ってほしい障害年金のはなし』お詫びと訂正

本書中、下記の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。下記の箇所をご修正の上、ご使用くださいますようお願い申し上げます。

記

- ●P66 8行目
- 【誤】診断書の現症日付は誕生日の前日から3か月以内となります。
- 【正】診断書の現症日付は誕生日の<u>3か月前の前日から6か月以内</u>となります
- ●P67 表

【誤】

<初診日が17歳の場合の障害年金の診断書を入手するために受診すべき期間>

(例) 誕生日が平成元年4月2日とすると

初診日 受診すべき期間(20歳の誕生日から3ヶ月以内)

▼平成18年6月1日 ▽平成21年4月1日~6月30日

<初診日が19歳の場合の障害年金の診断書を入手するために受診すべき期間>

(例) 誕生日が平成元年4月2日とすると

初診日 受診すべき期間(初診日から1年6~9月)

▼平成20年6月2日 ▽平成21年12月2日~3月1日

↓

【正】

<初診日が17歳の場合の障害年金の診断書を入手するために受診すべき期間>

(例) 誕生日が平成元年4月2日とすると

初診日 受診すべき期間(20歳の誕生日前後3ヶ月以内)

▼平成18年6月1日 ▽平成21年1月1日~6月30日

<初診日が19歳の場合の障害年金の診断書を入手するために受診すべき期間>

(例) 誕生日が平成元年4月2日とすると

初診日 受診すべき期間(初診日から1年3~9月)

▼平成20年6月2日 ▽平成21年9月2日~3月1日